

個別公共事業の評価書（ダム事業）その5

平成24年1月26日 国土交通省

国土交通省政策評価基本計画（平成23年9月30日改正）及び平成23年度国土交通省事後評価実施計画（平成23年9月30日最終変更）に基づき、個別公共事業についての再評価を実施した。本評価書は、行政機関が行う政策の評価に関する法律第10条の規定に基づき作成するものである。

1. 個別公共事業評価の概要について

（評価の対象）

国土交通省では、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除くすべての所管公共事業を対象として、事業の予算化の判断に資するための評価（新規事業採択時評価）、事業の継続又は中止の判断に資するための評価（再評価）及び改善措置を実施するかどうか等の今後の対応の判断に資する評価（完了後の事後評価）を行うこととしている。

新規事業採択時評価は、原則として事業費を予算化しようとする事業について実施し、再評価は、事業採択後一定期間（直轄事業等は3年間。補助事業等は5年間）が経過した時点で未着工の事業及び事業採択後長期間（5年間）が経過した時点で継続中の事業、社会経済情勢の急激な変化により再評価の実施の必要が生じた事業等について実施する。また、完了後の事後評価は、事業完了後の一定期間（5年以内）が経過した事業等について実施する。

（評価の観点、分析手法）

国土交通省の各事業を所管する本省内部部局又は外局が、費用対効果分析を行うとともに事業特性に応じて環境に与える影響や災害発生状況も含め、必要性・効率性・有効性等の観点から総合的に評価を実施する。特に、再評価の際には、投資効果等の事業の必要性、事業の進捗の見込み、コスト縮減等、といった視点で事業の見直しを実施する。事業種別の評価項目等については別添1（評価の手法等）のとおりである。

（第三者の知見活用）

再評価及び完了後の事後評価にあたっては、学識経験者等から構成される事業評価監視委員会の意見を聴くこととしている。また、直轄事業等の新規事業採択時評価においても、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴くこととしている。

また、評価手法に関する事業種別間の整合性や評価指標の定量化等について公共事業評価手法研究委員会において検討し、事業種別毎の評価手法の策定・改定について、評価手法研究委員会において意見を聴くこととしている。

また、評価の運営状況等について、国土交通省政策評価会において意見等を聴取することとしている（国土交通省政策評価会の議事概要等については、国土交通省政策評価ホームページ（<http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka>）に掲載することとしている）。

2. 今回の評価結果について

今回は、平成24年度予算に係る評価として、ダム関係の1事業について、再評価を実施した。担当大臣政務官は別紙、件数一覧は別添2、評価結果は別添3のとおりである。

なお、個々の事業評価の詳細な内容については、以下のホームページに記載。

事業評価カルテ(<http://www.mlit.go.jp/tec/hyouka/public/jghks/chart.htm>)

事業評価関連リンク(http://www.mlit.go.jp/tec/hyouka/public/09_public_07.html)

担当大臣政務官は下表のとおり。

事業種別	担当大臣政務官
【公共事業】	
ダム事業	津川 祥吾

事業名 ()内は 方法を示す。*	評価項目		評価を行う過程において使用した資料等	担当部局	
	費用便益分析				費用便益分析以外の主な評価項目
	費用	便益			
ダム事業 (代替法、CVM・TCM)	・事業費 ・維持管理費	・想定年平均被害軽減期待額 ・水質改善効果等(環境整備事業の場合)	・災害発生時の影響 ・過去の災害実績 ・災害発生危険度 ・地域開発の状況 ・地域の協力体制 ・河川環境等をとりまく状況 等	・国勢調査メッシュ統計 ・水害統計等	水管理・国土保全局

※費用便益分析に用いる便益の把握の方法

代替法

事業の効果の評価を、評価対象社会資本と同様な効果を有する他の市場財で、代替して供給した場合に必要とされる費用によって評価する方法。

CVM(仮想的市場評価法)

アンケート等を用いて評価対象社会資本に対する支払意思額を住民等に尋ねることで、対象とする財などの価値を金額で評価する方法。

TCM(トラベルコスト法)

対象とする非市場財(環境資源等)を訪れて、そのレクリエーション、アメニティを利用する人々が支出する交通費などの費用と、利用のために費やす時間の機会費用を合わせた旅行費用を求めることによって、その施設によってもたらされる便益を評価する方法。

平成24年度予算に係る再評価について

【公共事業関係費】

事業区分		再評価実施箇所数					再評価結果			
		一定期間未着工	長期間継続中	準備計画段階	再々評価	その他	計	継続 うち見直し継続	中止	評価 手続中
ダム事業	直轄事業等					1	1	1		
合計		0	0	0	0	1	1	1	0	0

(注1) 直轄事業等には、独立行政法人等施行事業を含む

(注2) 再評価対象基準

一定期間未着工: 事業採択後一定期間(直轄事業等は3年間、補助事業等は5年間)が経過した時点で未着工の事業

長期間継続中: 事業採択後長期間(5年間)が経過した時点で継続中の事業

準備計画段階: 準備・計画段階で一定期間(直轄事業等3年間、補助事業等5年間)が経過している事業

再々評価: 再評価実施後一定期間(直轄事業等3年間、補助事業等5年間)が経過している事業

その他: 社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業

平成24年度予算に係る再評価結果一覧

【公共事業関係費】

【ダム事業】
(直轄事業等)

事業名 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	費用便益分析			貨幣換算が困難な効果等 による評価	再評価の視点 (投資効果等の事業の必要性、事業の進捗の見込み、コスト縮減等)	対応方針	担当課 (担当課長名)	
			貨幣換算した便益・B(億円)		費用・C (億円)					B/C
			便益の内訳及び主な根拠							
ハツ場ダム建設 事業 関東地方整備局	その他	4,783	22,163	<p>【内訳】 洪水調節に係る便益：21,925 億円 流水の正常な機能の維持に 関する便益：139億円 残存価値：100億円</p> <p>【主な根拠】 年平均浸水軽減戸数：3,307 戸 年平均浸水軽減面積： 8.02km²</p>	3,504	6.3	<p>①事業の必要性等に関する視点</p> <ul style="list-style-type: none"> 利根川では、近年においても、平成10年9月、13年9月、14年7月、16年10月、19年9月に洪水被害が発生している。 利根川では、昭和47年から平成14年の間に13回の濁水が生じ、概ね2~3年に1回の割合で濁水が発生し、濁水時の取水制限は1ヶ月以上の長期にわたることもあり、社会生活、経済活動などに大きな影響を与えた。 利根川流域は、1都5県にまたがり、都道府県別人口の推移としては、戦後、特に昭和30年以降、東京を中心に人口が大幅に増加し、近年でも1都5県ともに横ばいまたは緩やかな増加傾向となっている。 現在、転流工事段階であり、平成23年3月末現在で進捗率は約77%（事業費ベース） <p>【検証対象ダム事業等の点検】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業費及び工期の点検については、現計画である「ハツ場ダムの建設に関する基本計画（第3回変更）」に定められている総事業費等について最新のデータ等で点検を行った結果、平成23年度以降を想定した残事業費は、約1,300億円であることを確認し、これを今回の検証に用いた。 また、完成までの工期については、ダム本体工事の入札公告から試験湛水の終了までに87ヶ月程度必要であることを確認した。また、堆砂計画、過去の洪水実績など計画の前提となっているデータ等を点検した。 <p>②事業の進捗の見込み、コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点 【目的別の検討】</p> <p>「洪水調節」</p> <ul style="list-style-type: none"> 利根川では、近年においても、平成10年9月、13年9月、14年7月、16年10月、19年9月に洪水被害が発生している。 利根川では、昭和47年から平成14年の間に13回の濁水が生じている。 <p>「新規利水」</p> <ul style="list-style-type: none"> 利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意思があること、開発量として変更がないことを確認した。 検証主体において、必要量の算出が妥当に行われていることを確認した。 利水参画者において確認した必要な開発量を確保することを基本として、5案の利水対策案を立案し、6つの評価軸ごとに評価した。 <p>「流水の正常な機能の維持」</p> <ul style="list-style-type: none"> 利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意思があること、開発量として変更がないことを確認した。 検証主体において、必要量の算出が妥当に行われていることを確認した。 利水参画者において確認した必要な開発量を確保することを基本として、5案の利水対策案を立案し、6つの評価軸ごとに評価した。 <p>【検証対象ダムの総合的な評価】</p> <ol style="list-style-type: none"> 洪水調節、新規利水について、目的別の総合評価を行った結果、コストや時間的な観点から見た実現性等の面からは、ダム案が優位と評価した。 また、流水の正常な機能の維持の目的について、目的別の総合評価を行った結果、コストや時間的な観点から見た実現性等の面からは、ハツ場ダムによる利水放流を考慮する場合にはダム案が優位であり、ハツ場ダムによる利水放流を考慮しない場合にガイドライン案が優位と評価した。 1及び2の結果を踏まえると、流水の正常な機能の維持の目的について、ダム案が優位と評価した。 これらの結果を踏まえると、総合的な評価の結果としては、コストや時間的な観点から見た実現性等の面からは、ダム案が優位と評価した。 	継続	水管理・国土 保全局 治水課 (課長 森北 佳昭)	